

# 首都圏生徒会連盟定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、首都圏生徒会連盟と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、千葉県市川市東国分二丁目1番36-206号に置く。

(目的)

第3条 本会は、主に、中学校・高等学校の生徒、教員またはそのほか関係者を対象として、意見交流や研修の場など様々なコミュニケーション手段を提供し、自校の生徒会活動の活動を活発にし、良い生徒会の実現および生徒による自主的活動の推進を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 企画運営事業
- (2) 広報事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の目的に賛同し、総会及びそのほかの決定事項に従い事業を遂行する個人及び団体を会員と呼ぶ。

(入会)

第6条 入会について、特に条件は定めない。

2. 入会を希望する者は、代表が別に定める入会申し込み書により代表に申し込むものとする。
3. 代表は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、本人にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第7条 会員は代表が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合、理事会はその議決により、これを除名することができる。

(1) この定款及びそのほかの規定に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷をつけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合、理事会はその議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第9条 この団体には、次の役員を置く。

(1) 代表 1人

(2) 副代表 0人以上6人以内

(3) 理事 2人以上7人以内

(4) 監事 1人以上2人以内

(5) 顧問 0人以上3人以内

(役員職務)

第10条 代表は、本会を対外的に代表し、本会内部を統括する。

代表は代表を補佐するとともに、代表に事故あるときには代表が事前に指名した順序により、その業務を代行する。

2. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当会の業務を執行する。

3. 監事は、総会以外の組織から独立し次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、当会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及びそのほかの関係者に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は当会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

4. 顧問は、その専門的な知見に基づき、本会に関わる事項及び定められた領域に関わる業務の執行等を支援し指導する。

(役員任命)

第11条 代表、理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表は、理事の中から副代表を指名することができる。
3. 顧問は、理事会において選任する。

(役員 の 辞任)

第12条 全ての役員は辞任届を提出することで、任意に辞任することができる。

(役員 の 解任)

第13条 代表、理事及び監事を除く役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
  - 2 監事が前項各号の一に該当するにいたったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
  - 3 前2項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(欠員 補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員 の 任期)

第15条 役員 の 任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員 の 任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 会議

(総会 の 目的)

第16条 当会 の 会議は、総会及び理事会の2種とする。

(総会 の 構成)

第17条 総会は、全会員により構成する。

(総会 の 権能)

第18条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 代表、理事及び監事の選任及び解任
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第19条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
  - (2) 会員総数の5分の1以上から請求があったとき。
  - (3) 第10条第3項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2. 代表は、前条第2号第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
3. 総会を招集するときには、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、原則として代表とする。ただし、やむを得ない理由により代表が出席できない場合は副代表とし、代表と副代表が出席できない場合はその総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での評決権)

第24条 会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わるできない。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
  3. 前2項の規定にかかわらず、会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び会員総数
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の目的)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第28条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第29条 理事会は、代表が招集する。

2. 代表は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

2. 代表に事故あるときは、副代表がこれにあたる。副代表が存しない場合は、その理事会において、出席した理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第31条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

2. 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の表決権等)

第32条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

## 第5章 資産

### (資産の構成)

第33条 当会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

### (資産の管理)

第34条 当会の資産は、代表が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第6章 会計

### (会計の原則)

第35条 当会の会計は、以下に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

### (事業年度)

第36条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第37条 当会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第39条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 当会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 雑則

(細則)

第42条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

1. この定款は、2025年6月7日から施行する。
2. この定款の思考当初の役員は、次のとおりとする。

代表	須賀真都
副代表	森山あかり
理事	齋藤藍
理事	小川千春
監事	鶴岡南

3. この定款の施行当初の役員の任期は、第16条1項の規定に関わらず、この定款の成立の日から令和8年3月31日までとする。